

事務連絡
令和元年9月9日

総支部事務局主管者 各位

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
業務・技術管理部長 白川 鈎也

港湾設備・船舶設備の不備又は改善事例等の収集について

港湾貨物運送事業における第13次労働災害防止計画において、「ガントリークレーン等の設備や岸壁の改修等の港湾設備の改善、揚荷装置や通路への手すりの設置などの船舶設備の改善、並びに荷役作業時間の確保などについて、港湾管理者等の港湾設備の管理者、船主等の船舶設備の管理者、荷役作業の発注者、元請者等の港湾関係者に、作業労働者の安全衛生への配慮を要請する。」こととしており、これを踏まえて本部において、港湾関係者等との意見交換会の開催を準備しています。

つきましては、今後の港湾関係者との情報交換に資するため、港湾設備・船舶設備に安全衛生の確保の観点から不備があると思われる事例、当該不備が労働災害発生の要因の一つとなったと考えられる事例、及び、当該不備が要望により改善された事例等について、下記により、収集のうえ、ご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 収集期間

令和元年10月末までの間を、収集強化期間とします。

なお、その後も、継続して収集することとします。

2 調査票の配布

別添の「港湾設備に係る調査表」及び「船舶設備に係る調査表」を、荷役作業現場指導委員会等あらゆる機会をとらえて配布し、記入を依頼し、収集を図って下さい。

3 調査票の記入方法ととりまとめ

内容を理解しやすくするために、事例に係る写真・イラスト等も可能であれば併せて添付していただけるようお願いする。

調査票の提出については、以後の取扱いが円滑にできるよう電子データ（エクセル・ワードなど）の形式で行うことを依頼して下さい。

総支部は調査票を取りまとめて本部に送付して下さい。

また、協会のホームページに調査票もアップすることとしており、これをダウンロードして、本部に直接メール honbumieruka@kouwansaibou.or.jp で送付する方法もあることを周知して下さい。